

条第一項ただし書の規定により、次のとおり土地立入の通知があつたので、同条第四項の規定により告示する。

昭和三十七年十一月二十日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県厚生部長 鈴 木 晃

- 一 起業者の名称 日本国有鉄道
- 二 事業の種類 中国勝山・山守間鉄道建設
- 三 立ち入ろうとする土地の区域 東伯郡関金町字今西、福原、山口、明高、堀、泰久寺
- 四 立ち入ろうとする期間
 - 昭和三十七年十一月二十日から
 - 昭和三十八年三月三十一日まで

鳥取県告示第六百十六号

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第六條の三第二項の規定により、昭和三十七年度における地籍調査事業計画を次のとおり定めたので、同条第五項の規定により告示する。

昭和三十七年十一月二十日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県厚生部長 鈴 木 晃

昭和三十七年度地籍調査事業計画

調査を行う者の名称	調査地域	調査期間	摘要
気高町	殿、飯理、下石	自三七、一、一四至三八、三、三一	換算面積〇、七八平方
羽合町	字野	"	一、六三"
名和町	東坪	"	〇、九七"
米子市	福市、八幡、諏訪	"	四、二〇"
倉吉市	西郷	"	〇、七八九"

鳥取県告示第六百十七号

土地区画整理法(昭和二十九年法律第九十九号)第七十二條第一項の規定に基づき、次のとおり土地立ち入りを行なうので、同条第二項ただし書の規定により告示する。

昭和三十七年十一月二十日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県厚生部長 鈴 木 晃

- 一 事業の名称 鳥取都市計画鳥取駅前土地区画整理事業
- 二 施行者 鳥取市
- 三 立ち入りの目的 右事業の調査事務受託者 鳥取県
- 四 立ち入る土地の区域 土地区画整理事業施行準備の基礎調査(現形測量、家屋調査)のため
- 五 立ち入る土地の区域 鳥取市瓦町、東品治町、今町二丁目、今町三丁目、行

徳、古市及び富安

昭和三十七年十一月二十日から昭和三十八年三月三十一日まで

鳥取県告示第六百十八号

農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)第六十二條第二項の規定に基づき、土地配分計画を作成したので、同条第三項の規定により次のとおり告示する。

昭和三十七年十一月二十日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県厚生部長 鈴 木 晃

区分	地区名	所在地	入植	増反	団体	摘	要
土地	大山	西伯	中山	殿河内	既増反者追加	(一口)	一戸
	(林之峯)						
	(工区)	郡市	町村	大字	予定売渡	予定売渡	予定売渡
					口数	口数	口数
					面積	面積	面積
					反	反	反

小田村	津ノ井村	隊鳥取 岩美	弓ヶ浜	淀江	大幡外二橋	堀越	八郷山	大立山	岩立山	宝殿山	大平原	大平山	丸山	大前山	門前
"	"	岩美	境港	"	西伯	鳥取	西伯	日野	日野	西伯	"	"	"	"	"
岩美	津ノ井	国府	淀江	岸本	湖山	岸本	大原	岩立	金屋谷	小原	清原	丸山	丸山	門前	門前
高住郷	長生山	奥谷	外渡江	西原	岸本	湖山	大原	岩立	金屋谷	小原	清原	丸山	丸山	門前	門前
								三	三	三	六			一	一
								四〇〇〇	九〇〇〇	九〇〇〇	九〇〇〇			四五〇〇	四五〇〇
二	二		一	二	一	二	一					二			
〇〇1,000	二八三		三〇〇1,000	1,000	〇〇〇	四六六	二〇11					1,000			
		二,000	二,000								一,三三三				
"	既増反者追加	団体(共有)	"	"	"	"	既増反者追加	新規入植	既入植者追加	既入植者追加	既入植者追加	既増反者追加	既入植者追加	既入植者追加	既入植者追加
(二口) 二戸	(二口) 二戸	(一口) 一件	(二口) 二戸	(二口) 二戸	(一口) 二戸	(二口) 二戸	(一口) 二戸	(三三四口) 一七戸	(六口) 六戸	(一口) 一件	(六口) 六戸	(二口) 二戸	(二口) 二戸	(一口) 一戸	(一口) 一戸

大山農場	高田原	名和庄内	光徳山	二上山	上中山	尾中	林之峯	大田	神田	逢坂	逢坂	西坂
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
"	"	名和	名和山	"	"	"	"	"	"	"	"	"
加茂	高田	加茂	倉谷	羽田	羽田	"	"	松河原	下市	住吉	住吉	住吉
三	一	八	七	四	四	二	二	三	二	一	一	一
二四一	四〇	一八,〇〇〇	七,五〇〇	四,〇〇七	四,〇〇七	六,七〇五	四,九〇〇	二,六〇〇	二,六〇〇	10,000	10,000	10,000
四		一		二	二	九						
二,九六		四,五〇〇		三,五〇〇	三,五〇〇	三,五〇七						
		一										
		三,100										
既増反者追加	既入植者追加	既入植者追加	既増反者追加	"	"	既増反者追加	既入植者追加	新規入植	既入植者追加	既入植者追加	既入植者追加	"
(四口) 三戸	(三口) 二戸	(一口) 一戸	(一口) 一戸	(二口) 二戸	(四口) 四戸	(九口) 八戸	(二口) 一戸	(三口) 一戸	(二口) 二戸	(二口) 二戸	(二口) 二戸	(一口) 一戸

公 告

2 聴聞当事者の住所及び氏名

- (1) 倉吉市明治町一〇一七
自動車運転者 西 村 哲
- (2) 倉吉市福積八二
自動車運転者 小 谷 勉
- (3) 倉吉市福庭二三二
自動車運転者 福 井 幸 男

ふぐの取扱等に関する条例（昭和三十四年三月鳥取県条例第十二号）第三条第一項及び第二項に規定するふぐ処理師試験及びふぐ調理師試験を次のとおり実施する。

昭和三十七年十一月二十日

鳥取県知事職務代理者
鳥取県厚生部長 鈴 木 晃

一 受験資格

- 1 ふぐ処理師試験
昭和三十七年十二月五日現在において年令十八才以

上で、食品衛生法施行令（昭和二十八年政令第二百二十九号）第五条第十一号若しくは第十三号に規定する営業又は乾ふぐ製造営業に二年以上従事している者

2 ふぐ調理師試験

調理師法（昭和三十三年法律第四百七十七号）第二条に規定する調理師である者

二 受験手続

1 願書の受付期間

昭和三十七年十一月二十一日から同年十二月一日まで

2 受験願書の添付書類及び提出先

受験願書に次の書類を添えて住所地を管轄する保健所に提出すること。

(イ) ふぐ処理師試験

(一) 履歴書及び戸籍の謄本又は抄本

(二) 写真（名刺判、正面、脱帽、上半身のもので

最近六月以内に撮影したもの）

三 試験実施期日

1 筆記試験

昭和三十七年十二月五日午後一時から午後四時まで

2 実地試験

昭和三十七年十二月六日午前十時から
（米子、根雨保健所管内受験者）

- (イ) 魚介類販売業（店舗を設け鮮魚介類を販売する営業をいい、魚介類を生きているまま販売する営業及び魚介類せり売営業を除く。）魚肉ねり製品製造業（魚肉ハム、魚肉ソーセージ、鯨肉ペーコンその他これらに類するものを製造する営業を含む。）又は乾ふぐ製造業に二年以上従事している旨の所轄保健所長の証明書
- (ロ) ふぐ調理師試験
- (ハ) 履歴書
- (ニ) 写真（名刺判、正面、脱帽、上半身のもので最近六月以内に撮影したもの）
- (ホ) 調理師免許証の写

四 試験場所

1 筆記試験

- 同年十二月七日午前十時から
（倉吉保健所管内受験者）
同年十二月八日午前十時から
（鳥取、郡家、浜村保健所管内受験者）
- 鳥取、郡家、浜村保健所管内の受験者
- 鳥取市二階町四丁目 鳥取保健所
- 倉吉保健所管内の受験者
- 倉吉市越殿町 倉吉保健所

米子、根雨保健所管内の受験者

米子市博労町四丁目 鳥取県立米子職業安定所

2 実地試験

- 鳥取、郡家、浜村保健所管内の受験者
- 鳥取市西町 鳥取家政高等学校
- 倉吉保健所管内の受験者
- 倉吉市余戸谷町 鳥取県立倉吉西高等学校
- 米子、根雨保健所管内の受験者

米子市錦町 鳥取県立米子西高等学校

五 試験科目

1 ふぐ処理師試験

(一) 衛生関係法規

(二) 公衆衛生学

(三) 食品衛生学

2 ふぐ処理の実地 (ふぐの種類及び毒性臓器の鑑別を含む。)

(一) 衛生関係法規 (主として条例)

(二) ふぐの種類及びふぐ毒に関する知識

(三) ふぐ調理の実地 (毒性臓器の鑑別を含む。)

六 試験手数料 五百円 (受験願書に鳥取県収入証紙をはりつけること。)

七 試験当日の携行品

1 筆記試験受験票、筆記用具及び上ぞうり

2 実地試験受験票白帽、白衣、庖丁及び耐水性のきもの

八 合格者の発表 実地試験終了後一週間以内に所轄保健所に掲示する。

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可 発行日 火 金

発行者 鳥取県鳥取市東町一丁目

印刷所 鳥取県鳥取市栗谷町 印刷所 鳥取県鳥取市栗谷町

定価 一部 月額二五〇円 (送料共)